⑺　電子調達システム（ＧＥＰＳ）の利用　本調達案件は、競争参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願、紙契約方式承諾願を提出するものとする。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札までに令和４・５・６年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和５年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加者の資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。

⑷　競争参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑸　警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑹　事業協同組合として申請書を提出した場合、その構成員は、単体として申請書等を提出していないこと。

⑺　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

⑻　入札説明書の交付を直接受けた者であること。

⑼　省CO_2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書及び申請書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒849―0924 佐賀県佐賀市新中町５―10
国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所経理課　河野　浩二　電話0952―37―1071　内線225

⑵　入札説明書の交付方法、交付期間

①　交付方法

電子調達システムにより交付する。（質問回答等を、電子調達システムの調達資料ダウンロード機能を用いて行うため、資料のダウンロードの際に「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」にチェックを入れること。）

ただし、やむを得ない事由により、電子調達システムにより入手が出来ない場合は、上記３⑴に問い合わせること。

②　電子調達システムのＵＲＬ

https://www.geps.go.jp/

③　交付期間

令和５年７月21日から令和５年８月21日迄

⑶　電子調達システム、持参、郵送等又は電子メールによる申請書等の提出期限　令和５年８月21日12時00分

⑷　電子調達システム、持参・郵送等による入札書の提出期限　令和５年９月13日17時00分

⑸　開札の日時及び場所　令和５年９月14日10時00分　佐賀国道事務所　入札室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　競争参加資格の確認のため入札者に要求される事項

本調達案件の入札に参加を希望する者は、分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく申請書等を上記３⑶に示す提出期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において申請書等の内容に関する分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。

なお、上記２⑵に掲げる一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）を有していない者も申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札までに当該資格の認定を受け、且つ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑷　落札対象　申請書等は、分任支出負担行為担当官において競争参加資格が確認された入札書のみを落札対象とする。

⑸　入札の無効　競争に参加する資格を有しない者、入札に関する条件に違反した者及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

⑹　契約書作成の要否　要

⑺　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。また、原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

⑻　手続きにおける交渉の有無　無

⑼　本調達案件に関する詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : OOENOKI Ken Director General of Saga National Highway office, Kyusyu Regional Development Bureau

⑵　Classification of the products to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :

①　Electricity to use in The Tunnel of Three places outside Namise

②　Electricity to use in The Karatsu Maintenance Branch Office

③　Electricity to use in The Tunnel of Yabuta

⑷　Fulfillment period : From 1 November 2023 through 31 October 2025

⑸　Fulfillment place : as in the tender documentation

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

②　have Grade A, B or C on “manufacturing of products” or “selling of products” in Kyusyu・Okinawa Area in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (single qualification for every ministry and agency)

③　not be under suspension of nomination by Director General of Kyusyu Regional Development Bureau from time-limit for the tender to Bid Opening

④　have registered as a retail electric enterprise in accordance with Article 2―2 of the Electricity Utilities Industry Law

⑤　who should have receive the tender documentation directly

⑺　Time-limit for submission of certificate : 12 : 00　21, August, 2023

⑻　Time-limit for tender : 17 : 00　13, September, 2023

⑼　Contact point for the notice : KAWANO Kouji, Accounting Section, Saga National Highway office, Kyusyu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 5―10, Sinnakamachi Saga City, Saga Prefecture 849―0924 Japan, TEL 0952―37―1071 ex. 225

○第２号

1　調達内容等

⑴、⑶、⑷、⑸、⑹及び⑺は第１号１⑴、⑶、⑷、⑸、⑹及び⑺に同じ

⑵　調達件名及び数量

佐賀国道事務所で使用する電気（電子調達システム対象案件）

契約電力115kW

予定使用電力量754,800kWh

ただし、各月の契約電力は当該需要場所におけるその１月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。